

令和6年度

役員・予算(案) 等資料

都留市上町自治会

令和6年度 上町自治会 役員一覧表

	役員名	氏名	枠	組名	備考
1	自治会長	志村 修身	③	5-1	
2	副自治会長	深山 正夫	④	5-2	
3	副自治会長	白井 秀男	④	5-3-2	
4	会計	鈴木 秀一	⑤	5-5	
5	スポーツ振興委員代表	小林 勝男	①	2-2	
6	スポーツ振興委員	小澤 俊男	①	1-1	
7	スポーツ振興委員	影山 忠由	①	2-1	
8	自治会館運営委員長	古屋 明秀	②	3-2	
9	監査	藤江 澄夫	②	3-1	
10	監査	富山 哲男	②	4-1	
11	顧問	石川 衛	①	1-1	
12	顧問	山岸 一也	②	4-1	
13	交通安全協会 (ブロック長)	深山 正夫	④	5-2	
14	交通安全協会	小澤 俊男	①	1-1	
15	交通安全協会	清水 克彦	③	5-1	
16	交通安全協会	志村 真夫	⑤	5-4	
17	交通安全協会 (女性委員)	遠山 喜与子	②	4-2	
18	自治会だより編集委員	山岸 繁	③	4-6	上町自治会 ホームページ作成

- 注1. スポーツ振興委員、交通安全協会委員は代表を一人おく。
 注2. 交通安全協会(ブロック長)は上谷支部の役員を兼務する。
 注3. 交通安全協会(女性委員)は上谷支部女性部の役員を兼務する。

【参考】

①	1-1組 ・ 2-1組 ・ 2-2組
②	3-1組 ・ 3-2組 ・ 4-1組 ・ 4-2組
③	4-3組 ・ 4-5組 ・ 5-1組 ・ 4-6組
④	5-2組 ・ 5-3-1組 ・ 5-3-2組
⑤	5-4組 ・ 5-5組

令和6年度 上町自主防災会 役員一覧表

役職名		氏名	自治会役員 との兼務	枠	組名	備考
自主防災会長		久保田国雄		③	4-5	
副防災会長	①	杉本 房子		④	5-3-1	
	②	白井 秀男	副自治会長	④	5-3-2	
会計		志村 真夫		⑤	5-4	
監査	①	藤江 澄夫		②	3-1	
	②	富山 哲男		②	4-1	
顧問	①	渡邊 正徳		①	2-1	
	②	深澤 祥邦		②	3-1	

都留興讓館高校避難所防災会 役員一覧表

役職名		氏名	枠	組名	備考	
上町代表委員		深澤 祥邦	②	3-1		
活動班	情報班	班長	杉本 房子	④	5-3-1	
		副班長	鈴木 秀一	⑤	5-5	
	施設管理班	班長	影山 忠由	①	2-1	
		副班長	山岸 繁	③	4-6	
防災士		藤江 峰夫		2-2		
都留市 避難所運営リーダー		山岸 繁		4-6		
		山本 昌敏		5-1		
		山本 正子		5-1		
		宮下 房江		5-1		
県・避難所運営リーダー		山岸 一也		4-1		

令和6年度 各種団体長

団体名		氏名	備考
上町八千代会	会長	石井 信子	
上町青少年育成会	会長	三井恵里子	
上町消防団	部長	石川 陽一	谷村第一分団第二部
上町いーばしょ会	代表	藤江 峰夫	

令和6年度 組長

	組名	世帯数	氏名	備考
1	1-1	11	小澤 俊男	
2	2-1	8	影山 忠由	
3	2-2	9	小林 勝男	
4	3-1	6	藤江 澄夫	
5	3-2	8	古屋 明秀	
6	4-1	8	富山 哲男	
7	4-2	14	遠山 正教	
8	4-3	1	佐波 佳子	
9	4-5	7	久保田国雄	自主防災会長
10	4-6	1	山岸 繁	
11	5-1	18	石井 久勝	
12	5-2	9	深山 正夫	
13	5-3-1	7	杉本 房子	副自主防災会長
14	5-3-2	13	白井 秀男	副自治会長・副自主防災会長
15	5-4	6	志村 真夫	防災会会計
16	5-5	13	鈴木 秀一	自治会会計
世帯数合計		139		

上町自治会館建替え準備委員会

	役職	組	氏名	備考
1	委員長	5-4	志村 裕一	
2	委員	5-3-1	稀代 和夫	
3	委員	4-6	山岸 繁	
4	令和6年度自治会長		志村 修身	
5	令和6年度上町消防団長		清水 紀行	

令和6年度 事業計画（案）

重点目標：会員の地域向上を図る。

基本姿勢：自治会の在り方、果たすべき役割を共に考え行動する。

- 基本方針：1 安全で、安心して生活できるまちづくり
2 快適で、潤いのあるまちづくり
3 街中交流促進によるまちづくり
4 歴史と伝統及び相互理解を大切にしたまちづくり

事業内容

- ① 自主的な防犯及び相互理解を大切にしたまちづくり
 - ・小学生の登下校時の安全を見守る。
 - ・道路交通標識、カーブミラー並びに信号機等の機能調査をし、関係機関へ改善の要求をする。
- ② 自主的な防犯活動への取り組み
 - ・自主防災組織の編成と防災機器、災害備蓄品の点検整備。
 - ・防災訓練の実施・防災機器の保守点検を兼ねた操作訓練等を実施する。
 - ・「上町地区防災計画書」の見直しとこれに沿っての減災活動の推進を計画的に進める。
 - ・「都留興譲館高校避難所自主防災会」と連携した防災活動への取り組み。
- ③ 花のまちづくり運動への取り組み
 - ・『谷村地区協働のまちづくり』と連携した取り組みを基本とし、運動区域を自治会内へ広く波及させる。
- ④ 自治会内美化活動への取り組み
 - ・自治会地域内の花のプランター飾り付けや、地域内清掃活動を実施する。
- ⑤ 第41回上町敬老会事業への取り組み
 - ・地域で長年活躍された高齢者の方々に敬意を表し、その功を労うと共に、事業活動を通じて相互交流を深め、地域の活性化を図る。
- ⑥ 体育事業への取り組み
 - ・都留市体育祭への取り組み
 - ・上谷地区スポーツ振興事業（スポーツ振興会で企画した行事）と連携した取り組み。
- ⑦ 各種団体との取り組み
 - ・助成金を支給している団体の活動を多方面から支援し、協働事業の促進を図る。
- ⑧ 自治会の歩み編集への取り組み
 - ・上町自治会の史実を整理し、あゆみとして残すよう取り組む。
- ⑨ 自治会ホームページの充実及び自治会だより発行への取り組み
 - ・上町自治会ホームページを作成し自治会からのお知らせや各種関連事業を掲載し自治会活動の周知を図る。
 - ・自治会内外及び各種団体等の身近な話題を「自治会だより」にして伝える。
- ⑩ 自治会館の存続対応
 - ・老築化に伴う「耐震／補修」をどのように行なっていくかを決めて進める。

令和6度 上町自治会 一般会計収支予算(案)

自: 令和6年4月1日

至: 令和7年3月31日

収入の部 2,268,983 円

支出の部 2,268,983 円

差引残高 0 円

収入内訳

単位:円

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減	付記
	予算額	予算額		
1 自治会費収入合計	1,290,000	1,336,200	▲ 46,200	
自治会費	1,167,600	1,201,200	▲ 33,600	700円×139戸×12ヶ月
事業所・アパート等協力金	122,400	135,000	▲ 12,600	前年実績
2 市助成金収入合計	51,700	52,900	▲ 1,200	
世帯割	41,700	42,900	▲ 1,200	300円×139戸
均等割	10,000	10,000	0	
3 市補助金収入合計	145,240	117,400	27,840	
街灯費補助金	66,000	48,800	17,200	1100円×60灯
敬老会補助金	43,000	48,000	▲ 5,000	前年実績
市・山梨県広報誌配布	6,240	6,200	40	前年実績
特色あるまちづくり事業	30,000	14,400	15,600	自治会ホームページ契約料
4 集金手数料合計	27,000	27,950	▲ 950	
交通安全協会	13,300	14,000	▲ 700	前年実績
日本赤十字社	13,700	13,950	▲ 250	前年実績
5 雑収入	6	18,006	▲ 18,000	
NTT電柱土地使用料	0	18,000	▲ 18,000	3年に1回(6年度なし)
決算利息	6	6	0	普通預金利息
その他	0	0	0	
6 自治会館建替え資金積立金	500,400	514,800	▲ 14,400	3,600円×139戸
7 繰越金	254,637	402,615	▲ 147,978	前年度繰越金
収入合計	2,268,983	2,469,871	▲ 200,888	

支出内訳

単位:円

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減	付記
	予算額	予算額		
1 事務費	10,000	10,000	0	
2 会議費	20,000	20,000	0	
組長会議	10,000		10,000	
定期総会	10,000		10,000	
3 研修費	0	0	0	
4 負担金合計	158,375	162,620	▲ 4,245	
上谷地区スポーツ振興会費	55,875	57,200	▲ 1,325	400円×139戸 振込手数料275円
社会福祉協議会	97,300	100,100	▲ 2,800	700円×139戸
自治会連合会負担金	5,200	5,320	▲ 120	市助成金の10%
5 事業費合計	331,200	314,400	16,800	
敬老会事業	270,000	270,000	0	
美化推進事業	5,000	5,000	0	
自治会だより発行費	25,000	25,000	0	コピー代等
特色あるまちづくり事業費	31,200	14,400	16,800	自治会ホームページ契約料
その他事業費	0	0	0	
6 街灯費合計	174,000	120,000	54,000	
街灯電気料金	130,000	120,000	10,000	
街灯保守・維持費	44,000	0	44,000	防犯灯増設工事
7 助成費	370,000	470,000	▲ 100,000	
上町消防団	220,000	220,000	0	
上町青少年育成会	0	100,000	▲ 100,000	
八千代会	100,000	100,000	0	
いーばしょ会	50,000	50,000	0	
8 交際費	0	0	0	
9 協賛金	10,000	10,000	0	ふるさと納涼祭
10 繰出金	220,000	320,000	▲ 100,000	
上町自治会館運営委員会	100,000	150,000	▲ 50,000	
上町自主防災会	80,000	80,000	0	
上町スポーツ振興委員会	0	50,000	▲ 50,000	
自治会館建替え準備委員会	40,000	40,000	0	
11 予備費	175,008	224,451	▲ 49,443	
12 自治会館建替え資金積立金	500,400	518,400	▲ 18,000	3,600円×139戸
13 定期預金	300,000	300,000	0	
支出合計	2,268,983	2,469,871	▲ 200,888	

上記のとおり、上町自治会運営予算を作成しました。

令和6年度 上町自治会

会長 志村修身
会計 鈴木秀一

令和6年度上町防災会収支予算書(案)

収入の部 192,553 円
 支出の部 192,553 円
 差引残高 0 円

収入の部

単位:円

項目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	予 算 差引増減	
1 繰越金	92,553	91,555	998	前年度繰越金
2 繰入金	80,000	80,000	0	自治会一般会計より
3 補助金	20,000	20,000	0	防災機材整備、災害備蓄品等補助
4 雑収入	0	0	0	預金利子
合 計	192,553	191,555	998	

支出の部

単位:円

項目	令和6度 予算額	令和5年度 予算額	予 算 差引増減	摘 要
① 自主防災会				
1 訓練費	20,000	20,000	0	防災訓練費
2 備蓄機材費	50,000	50,000	0	備品及び機材、消火器等購入費
3 事務費	5,000	5,000	0	消耗品、事務用品代等
4 会議費	5,000	5,000	0	防災会議、打合せ会資料コピー代等
5 地区防災計画書 作成費	20,000	0	20,000	防災マニュアル改訂版関連費用
② 4地区合同_都留興譲館高等学校避難所_自主防災会				
6 訓練費	10,000	10,000	0	防災訓練費
7 備蓄機材費	0	0	0	備品及び機材、防災用常備医薬品等購入費
8 事務費	5,000	5,000	0	消耗品、事務用品代等
9 会議費	5,000	5,000	0	防災会議、打合せ会資料コピー代等
10 4地区防災会 分担金	0	0	0	4地区防災会活動費用、分担金
③ その他				
11 調整基金費	70,000	70,000	0	上町防災基金
12 予備費	2,553	21,555	▲ 19,002	
合 計	192,553	191,555	998	

上町自治会会則の一部改正(案)について

上町自治会会則変更に対する新旧対照表

改正案	現 行
<p>(会議) 第8条 (2)総会は、各組より代表者(世帯数により割り充てられた人数・別表「世帯割り総会定数」)を選出して、これを定数とする。</p> <p>(議決事項) 第9条 総会は、次の事項を議決する。 (1)事業報告及び収支決算に関すること。 (2)事業計画及び収支予算に関すること。 (3)会則の制定及び改廃に関すること。 (4)役員を選任及び解任に関すること。 (5)その他本会の運営に係る重要事項に関すること。</p> <p>(総会の議事録) 第10条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)会議日時及び会議場所 (2)議事録署名人指名(選出)に関する事項 (3)総会構成員の定数及び出席会員数(委任状・表決書面提出者を含む) (4)審議事項及び議決事項 (5)議事の審議の経過、概要及びその結果</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した会員の中から、またはその会議において選出された議事録署名人2名が内容を確認し、署名、捺印しなければならない。</p> <p>(会計) 第11条 (略)</p> <p>附則 本会則は、令和6年4月6日より施行する。</p>	<p>(会議) 第8条 (2)総会は、各組より代表者(世帯数により割り充てられた人数・下段の別表2)を選出して、これを定数とする。</p> <p>(予算・決算) 第9条 本会の予算、決算は総会の承認を得る。</p> <p>(会計) 第10条 (略)</p> <p>(会則の変更) 第11条 本会の会則は、総会の承認を得て変更することができる。</p>

【改正の理由】

- ①総会での議決事項には、現行の総会議決内容に合わせ、事業報告の承認、収支決算の承認、事業計画の決定及び収支予算等の決定を受けよう、会則に明記することとします。
- ②総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために議事録が必要ですが、これまで議事録の作成がなされていないため、会則に明記し議事録を作成することとします。
- ③現行の第10条は第11条に変更します。(条の繰り下げ)
- ④現行第11条の会則の変更については、改正案の第9条(3)に明記します。

上町自治会会則

(名称)

第1条 この会を、上町自治会(以下「本会」という)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、自治会長宅に置く。

(組織)

第3条 本会は、上町住民をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、上町住民の福祉と融和を図り、都留市発展のために努力し、健康で明るい町づくりを期すことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 市が行なう各種行事への協力
- (2) 住民の福祉向上のための行事の実施
- (3) 町内の各団体への協力と、明るい町づくりの実施
- (4) 住民総ぐるみのレクリエーションに関すること
- (5) 自治会館を運営する
- (6) その他、目的達成のための必要な事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 自治会長 1名 副自治会長 2名 会計 1名 スポーツ振興委員 3名
監査委員 2名 自治会館運営委員長 1名 顧問 若干名
- (2) 役員の任期は1年とする。

(役員を選出)

第7条 役員は、別表(年度別・各役員の選出表)により選出する。
組長は、各組より1名選出する。

(会議)

第8条

- (1) 本会の会議は、総会、臨時総会及び組長会議とし、総会は原則として、年1回年度始めに行ない、臨時総会、組長会議は必要に応じて自治会長がこれを招集する。
- (2) 総会は、各組より代表者(世帯数により割り当てられた人数・別表「世帯割総会定数」)を選出して、これを定数とする。
- (3) 会議は、総て構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(総会の議決事項)

第9条

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第10条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議日時及び会議場所
- (2) 議事録署名人指名(選出)に関する事項
- (3) 総会構成員の定数及び出席会員数(委任状・表決書面提出者を含む)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の審議の経過、概要及びその結果

2 議事録には、議長及び出席した会員の中から、またはその会議において選出された議事録署名人2名が内容を確認し、署名、捺印しなければならない。

(会計)

第11条

- (1) 本会の会費は、別に定める。
- (2) 会費の徴収は、毎月各組毎に組長が集金して会計に納入する。
- (3) 本会の会計年度は、当年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

本会則は、昭和46年10月3日より施行し昭和46年9月1日から適用する。

付 則

本会則は、平成13年4月13日より施行し平成13年4月1日から適用する。

付 則(改訂(会議・第8条)、(議決事項・第9条)、(総会の議事録・第10条))

本会則は、令和6年4月6日から施行する。

別表

年度別・各役員の選出表

	自治会長	副自治会長	自治会会計	スポーツ振興委員	監査	自治会館運営委員長	交通安全協会		
	防災会長	副防災会長	防災会会計				ブロック長	委員	女性委員
令和6年度	③	④	⑤	①	②	②	④	① ③ ⑤	②
令和7年度	④	⑤	①	②	③	③	⑤	① ② ④	③
令和8年度	⑤	①	②	③	④	④	①	② ③ ⑤	④
令和9年度	①	②	③	④	⑤	⑤	②	① ③ ④	⑤
令和10年度	②	③	④	⑤	①	①	③	② ④ ⑤	①
令和11年度	③	④	⑤	①	②	②	④	① ③ ⑤	②
令和12年度	④	⑤	①	②	③	③	⑤	① ② ④	③
令和13年度	⑤	①	②	③	④	④	①	② ③ ⑤	④

各組出席者定数

	組名	世帯数		定数
①	1-1	11	28	2
	2-1	8		2
	2-2	9		2
②	3-1	6	36	2
	3-2	8		2
	4-1	8		2
	4-2	14		3
③	4-3	1	27	1
	4-5	7		2
	4-6	1		1
	5-1	18		3
④	5-2	9	29	2
	5-3-1	7		2
	5-3-2	13		2
⑤	5-4	6	19	2
	5-5	13		2
合計		139		32

都留興譲館高校避難所防災会・役員選出表

	上町代表委員	活動班			
		情報班		施設管理班	
		班長	副班長	班長	副班長
令和6年度	②	④	⑤	①	③
令和7年度	③	⑤	①	②	④
令和8年度	④	①	②	③	⑤
令和9年度	⑤	②	③	④	①
令和10年度	①	③	④	⑤	②
令和11年度	②	④	⑤	①	③
令和12年度	③	⑤	①	②	④
令和13年度	④	①	②	③	⑤

世帯数 総会定数

区分	代表者数
4世帯以下	組長1名
5～15世帯	組長、他1名
16～20世帯	組長、他2名
21世帯以上	組長、他3名

*上町代表委員は、前年度の自主防災会長が担当します。

*各活動班の受持ちは変更になる事も有ります。4地区で8班のうち、上町自治会で2班を受け持ちます。

上町自治会費積立金規定

第1条 自治会の円滑な運営を図るため、上町自治会費積立金規定(以下、積立金という)を設定する。

第2条 積立金は、毎年度予算で定める額とする。

第3条 積立金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

第4条 積立金から生じる利益は、特別会計収支予算に計上して整理するものとする。

第5条 積立金は次の各号の1に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 1 緊急かつ必要やむを得ない事業の経費に充てる時。
- 2 長期にわたる財源の育成を目的として、財産を取得する経費の財源に充てる時。

第6条 自治会長は財政上やむを得ず払い戻しの必要が生じた場合は、役員会の議を経て組長会議の決定をもって運用しなければならない。

第7条 この規定に定めるもののほか、積立金の管理に関し必要な事項は、自治会長が別に定める。

附則

この規約は、昭和47年4月22日から施行する。

上町自治会館(消防詰所含む)建替え積立金設置規約

(積立金の目的及び名称)

第1条 上町自治会館(消防詰所含む)建替え積立金設置規約(以下、「規約」という)は、耐震診断報告書の結果の通り、倒壊の恐れが限りなく強い現在の上町自治会館の建替え資金としてこの積立金を利用し対応することを目的とする。名称を上町自治会館(消防詰所含む)建替え積立金設置規約という。

(積立金の拠出)

第2条 この規約でいう積立金は、上町自治会一世帯につき年額3,600円とし、当該年度の各組長が毎年度3月20日までに集金し、当該年度の上町自治会会計に納めるものとする。なお、この積立金は、令和4年度から令和13年度迄とし、資金調達及び建替え計画の進捗状況を考慮した上で、拠出金額の変更及び期間の短縮をすることもできるものとする。

(積立金の取り崩し)

第3条 この規約でいう積立金は、第1条の目的のほかに取り崩すことはできない。又、取り崩す必要のある時は、上町自治会総会及び臨時総会の承認を得て、第1条の目的に当たる場合のみ取り崩すことができる。

(会計)

第4条 積立金は、会計種別を特別会計として管理運用し、その会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務)

第5条 積立金の事務は上町自治会会計が行う。

(規約の改正等)

第6条 この規約を改正する時、又は規約に定めるもののほか必要な事項は、上町自治会の総会及び臨時総会の承認を得て改正することができる。

附則

この規約は、令和4年4月1日から適用する。

上町防災会規約

(名称)

第1条 この会は、上町防災会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、防災会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、町内の隣組共同精神に基づく、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害(以下「地震等」という)による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及に関すること
2. 地震等に対する災害予防に関すること
3. 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導応急対策に関すること
4. 防災訓練の実施に関すること
5. 防災資材等の備蓄に関すること
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 町内の世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名
会計 1名 幹事 若干名 監査委員2名

2. 役員は、会員の互選による
3. 役員の任期は1年とする、ただし再任を妨げない

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行なう。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時には、その職務を行なう。
3. 会計は本会の会計、庶務を掌る。
4. 幹事は幹事会の構成員となり、本会の運営に当たる。
5. 監査委員は本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会および幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、毎年1回開催する。但し必要がある場合には臨時に開催することができる。

2. 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成および改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算および決算に関する事
- (5) その他、総会がとくに必要と認めた事

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関する事
- (5) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は毎年1回行う。ただし必要がある場合は臨時にこれを行わなければならない。

2. 監査委員は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、昭和50年4月1日から実施する。

役員選出表

年度 ブロック	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	R 13年度	R 14年度
田原			会計	副支部長	副支部長	支部長	監査			
楽山				会計	副支部長	副支部長	支部長	監査		
上町					会計	副支部長	副支部長	支部長	監査	
上天神町	支部長	監査				会計	副支部長	副支部長	支部長	監査
下天神町	副支部長	支部長	監査				会計	副支部長	副支部長	支部長
早馬町	副支部長	副支部長	支部長	監査				会計	副支部長	副支部長
新町	会計	副支部長	副支部長	支部長	監査				会計	副支部長
旭ヶ丘	監査	会計	副支部長	副支部長	支部長	監査				会計
川棚										

女性部役員選出表

年度 ブロック	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	R 13年度	R 14年度
田原		部長						副部長	副部長	部長
楽山	部長	副部長	部長						副部長	副部長
上町	副部長	副部長	副部長	部長						副部長
上天神町	副部長		副部長	副部長	部長					
下天神町				副部長	副部長	部長				
早馬町					副部長	副部長	部長			
新町						副部長	副部長	部長		
旭ヶ丘							副部長	副部長	部長	
川棚										

* 各自治会選出のブロック長がその任務にあたる（任期は1年とする）

* 残りのブロック長は理事の任務にあたる（任期は1年とする）

* 再度川棚ブロックが加わる時には、本表は見直しするものとする。